

埼玉労働局 0802第10号

令和3年8月2日

団体の長 殿

埼玉労働局長



「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」
の一部改正について

日頃より労働行政の推進についで、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本生気象学会の「日常生活における熱中症予防指針」が改訂されたことを踏まえ、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」の別紙「職場における熱中症予防基本対策要綱」における表2「WBGT値と気温、相対湿度との関係」の取扱等を別添のとおり改めることとなりました。貴団体におかれましても、会員事業場等に対して、本要綱の周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。